

令和4年度
点検・評価報告書

令和5年4月
福岡大学

目 次

1	点検・評価の趣旨・目的・・・・・・・・・・・・・・・・	2 頁
2	実施内容・・・・・・・・・・・・・・・・	2 頁
3	令和4年度自己点検・評価の実施スケジュール・・・・	3 頁
4	点検・評価結果	
(1)	3つのポリシーに係る点検・評価について	
	ディプロマ・ポリシーについて	
	〈点検・評価結果〉[学部][研究科]・・・・・・・・	4～6 頁
	カリキュラム・ポリシーについて	
	〈点検・評価結果〉[学部][研究科]・・・・・・・・	6～9 頁
	アドミッション・ポリシーについて	
	〈点検・評価結果〉[学部][研究科]・・・・・・・・	9～10 頁
	まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・	10～11 頁
(2)	前年度の自己点検・評価結果から明らかとなった課題・ 問題点の改善状況・・・・・・・・	12～18 頁

1. 点検・評価の趣旨・目的

本学は、学校法人福岡大学自己点検・評価規程に基づき、教育研究等に係る適切な水準の維持及び向上を図るため、本学の諸活動について、恒常的に自己点検・評価を実施する。

また、公式ウェブサイト等を通じ、点検・評価の結果を速やかに学内外へ公表することにより、本学の教育が社会から求められる水準に適合したものであることの説明責任を果たす。

2. 実施内容

本学は、令和2年度に内部質保証システムの再構築を図り、新たなシステムのもとで大学基準協会が定める大学基準に基づき、全ての部局を対象とした自己点検・評価（以下、「全学的な自己点検・評価」という。）を実施し、その結果を踏まえた改善・向上に取り組むことで内部質保証を推進してきた。

しかし、全学的な自己点検・評価の実施は、各部局の諸活動の状況を広く点検・評価が行える一方で、その実施に際しては多大な時間と労力を要することから、毎年度実施することで、いわゆる“評価疲れ”を招く恐れがある。そのため、令和4年度以降の自己点検・評価の在り方について検討を重ねた結果、学修者本位の大学教育の実現に向けて、学部・研究科の3つのポリシーを中心とした自己点検・評価（以下、「3つのポリシーに基づいた自己点検・評価」という。）に基軸をおき、自己点検・評価の合理化・簡略化を図ることで継続的に内部質保証を推進することとした。なお、全学的な自己点検・評価については、7年間に2回程度実施することとし、具体的な実施時期については、中長期計画や認証評価サイクル（7年周期）、その他の状況等を踏まえ、今後、検討する予定である。

令和4年度の自己点検・評価は、次の3点を実施した。

- (1) 3つのポリシーに基づいた点検・評価
- (2) 昨年度の自己点検・評価で明らかとなった課題・問題点の改善状況の確認
- (3) 大学の定量的な状況の確認（「大学基礎データ」※の作成）

※本報告書には未掲載（本学ウェブサイトで別途掲載）

以上

3. スケジュール

令和4年6月23日	自己点検・評価推進会議 令和4年度自己点検・評価の実施内容 決定
※6月24日 ～9月30日	部局別自己点検・評価実施委員会 部局における自己点検・評価の実施
※8月1日 ～11月30日	領域別内部質保証推進会議 部局の点検・評価結果の検証
12月1日 ～令和5年1月24日	幹事会 令和4年度自己点検・評価報告書（幹事会案）の執筆
1月30日	自己点検・評価推進会議 部局及び領域別会議体の検証結果を全学的観点で点検・評価 令和4年度自己点検・評価報告書（幹事会案）了承
2月28日 ～4月21日	外部評価委員会 令和4年度自己点検・評価報告書を踏まえ学外有識者による 本学の諸活動に関する評価の実施
5月	令和4年度自己点検・評価報告書の公表 公式ウェブサイト等に掲載

※ 3つのポリシーに基づく点検・評価と昨年度の改善状況の確認に係る点検・評価の実施時期が異なるため、部局別と領域別の点検・評価の時期に重複があります。

4. 点検・評価結果

(1) 3つのポリシーに係る点検・評価について

各学部・研究科の学位プログラムごとに定める3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に係る取組みの適切性について、各部署で「3つのポリシー確認シート」による点検・評価を実施した。

これら各学部・研究科の点検・評価結果を全学的な観点で点検・評価し、その結果をポリシーごとに取りまとめた結果は以下のとおりである。

■ディプロマ・ポリシー（DP） 学位授与方針について

《評価の視点》

【DPの設定について】

- ・当該学位にふさわしい「学修成果（知識、技能、態度等）」を明示したDP（学位（教育）プログラム単位）を設定し、公表しているか。

【学修成果の測定方法（アセスメントプラン等）について】

- ・測定方法を適切に設定しているか。
- ・測定方法に基づいた学修成果の測定が適切にできているか。
- ・測定状況・結果を踏まえ、学生がDPに示す学修成果を適切に修得できているといえるか。
- ・学修成果の測定方法（アセスメントプラン等）は、DP等と整合しているか。※研究科のみ

<点検・評価結果>

[学 部]

全ての学部・学科において学位（教育）プログラムごとに各学部・学科の人材養成の目的を踏まえたDPを定め、公式ウェブサイト等で公表している。同ポリシーは、平成28年から平成29年にかけて、「知識・理解」「技能」「態度・志向性」の3領域ごとに学生が卒業時に修得すべき学修成果を明示するよう全学的な見直しを行っており、公式ウェブサイトや各学部の個別ウェブサイトに掲載しているほか、「学部ガイド」（高校生等の学外者を対象とする各学部のパンフレット）等の広報物で広く公表している。また、各学部において新入生履修登録ガイダンス等でDPを説明することで学生への周知を図っている。

DPに示す学修成果の測定については、これまで、教育開発支援機構が収集したGPA分布データ、満足度の指標やコンピテンシーを活用した全学共通のデータを用い検証を行っていたが、各学位（教育）プログラムが定めるDPとの結びつきが不明瞭であること、学部独自のデータを用いた検証が不十分といった課題があったため、教務委員会の下にアセスメントプラン検討委員会を設置し、アセスメントプラン策定に向け全学的に検討を行った。その結果、学位（教育）プログラムごとに定める各DPに対し、カリキュラム・マップにおいて、各DPに紐づけられた科目の中で、特に関連が強い科目やプログラムで

重視している科目（検証科目）の成績評価の集計値を用いた客観データと授業アンケート FURIKA 等を用いた学生自身の自己評価である主観データをそれぞれ紐づけ検証することを決定した。また、学部によっては国家試験の結果を一つの DP 到達の指標とするなど、学部の特色を考慮し、学部独自のデータを用いた検証ができるよう検証フォーマットを統一し、DP に基づく学修成果の達成度をアセスメントプランによって全学的に確認できるよう整備した。

その後、アセスメントプランを用いた点検・評価の結果、全ての学部で概ね適切に学修成果の測定・評価が実施され、学生が DP に示す学修成果を修得できていることを確認した。例えば、薬学部（薬学科）では、学生の DP 修得度の分析から、薬学全般に関する理解が深まっていることが明らかとなった。

その一方で、経済学部及び商学部（商学科）では DP に紐付く科目が少なく、偏りがみられる。また、工学部（電子情報工学科）・医学部（看護学科）及びスポーツ科学部（健康運動科学科）ではアセスメントプランにおける検証科目の設定が適切でなかったため、学修成果の測定・評価が適切に実施できなかつた。よって、今後、DP とそれに紐付く科目の見直しや配置の変更及びアセスメントプランの検証科目の見直しを検討する必要がある。さらに、人文学部（日本語日本文学科）・法学部・商学部（商学科）・理学部（応用数学科社会数理・情報インスティテュート）及び医学部（看護学科）では学修成果の測定・評価の元となる各種アンケートの回答率が低かつたため、データの信憑性が薄れるなど、適切な検証を行うことができなかつた。学修成果の測定・評価を適切に実施するため、引き続き、アンケートの回答率向上に向けた対策についても検討する必要がある。

以上のことから、DP に基づくアセスメントプランを用いた学修成果の測定や取り組みについて、一部課題はあるものの、概ね適切であると判断する。

[研究科]

全ての研究科において、学位プログラム単位で、当該学位にふさわしい「学修成果（知識、技能、態度等）」を明示した DP を設定し、公式ウェブサイト等で公表している。

また、大学院では令和 3 年度に「大学院における 3 つのポリシー見直しに関するガイドライン」に基づき、全ての研究科で 3 つのポリシーの見直しを行った際に、DP において学修成果やその評価・測定方法などを明確に定めたことに併せ、全研究科共通のフォーマットによるアセスメントプランの策定を行った。このアセスメントプランは、3 つのポリシーを踏まえ、修了・在学・入学の期別ごとに、「研究科レベル」「課程・専攻レベル」「科目レベル」の 3 段階でそれぞれ測定指標を定めている。令和 4 年度は、このアセスメントプランに基づき、各研究科が DP に定める学修成果を多面的、総合的に測定・評価することにより、大学院における組織的な学修成果の把握・評価を行った。例えば、工学研究科（情報・制御システム工学専攻）では、これまで客観的な学修評価が困難であった研究指導科目について、学生が研究の過程で日常的に記述する学修評価シートを導入し、期

末に開催される報告会において主指導教員と副指導教員の前でプレゼンテーションを行うこととした。主指導教員と副指導教員が評価することで客観性が担保され、学修成果の測定が着実に行われるようになった。また、法科大学院では、学生の学修状況に応じた指導を強化するために、アセスメントプランの測定指標として、新たに「学修達成度調査」を実施し、学生及び担当教員が各科目の学修達成度を各々評価し学生面談で活用する等の特長的な取り組みが見られた。さらに、アセスメントプランに基づいた測定が適切に実施されているものの、更なる多角的な測定手法によって、より詳細な学修成果の把握に向け、自発的な改善・向上に取り組む研究科も複数確認された。

一方で、工学研究科（建設工学専攻）及びスポーツ健康科学研究科（スポーツ健康科学専攻）では、DP に示す学修成果とアセスメントプランによる測定方法が整合していない部分が明らかとなったほか、DP に定める学修成果の測定において、アセスメントプランに定める測定指標では十分な測定ができないという研究科も散見されたため、3つのポリシーやアセスメントプランの測定指標の見直しが必要である。また、商学研究科では、アセスメントプランに基づく測定によって、DP に掲げる学修成果を満たす人材の中でも、例えば、リサーチ能力はあるが、一方でプレゼンテーション能力が不十分であるなど修得した学修成果に偏りがあるという課題が明らかになり、今後教育のさらなる充実により現状の改善に努めることが求められる。

以上のことから、DP に基づくアセスメントプランを用いた学修成果の測定や取り組みについて、一部課題はあるものの、概ね適切であると判断する。

■カリキュラム・ポリシー（CP） 教育課程の編成・実施方針について

《評価の視点》

【CP の設定について】

- ・教育の基本的な考え方として「教育課程の編成」及び「教育の実施（内容・方法・授業形態等）」を明示した CP（学位（教育）プログラム単位）を設定し、公表しているか。

【教育課程編成等について】

<学部>

- ・教育課程編成は、CP に基づくものとなっているか。
- ・カリキュラム・マップにおいて各科目の配置バランスが取れているか。
- ・専門教育科目を段階的・体系的に編成しているか。
- ・教育課程編成上の共通教育科目の位置付けは適切か。
- ・初年次教育・キャリア教育を配置・実施できているか。

<研究科>

- ・教育課程の編成は、CP に基づき、順次性及び体系性に配慮したものとなっているか。
- ・教育課程について、科目体系（コースワーク）、研究指導（リサーチワーク）は適切に

配置されているか。※法科大学院除く

・理論教育と実務教育の配置は適切か。※法科大学院のみ

<点検・評価結果>

[学 部]

各学部・学科では、人材養成の目的や DP を踏まえ、CP に基づいた教育課程を編成しており、公式ウェブサイト等で公表している。

学部では、全ての学部を提供する「共通教育科目」及び各学部・学科に設置する「専門教育科目」の2つを大きな柱として、学位（教育）プログラムごとに定めた CP に基づき、学位を授与するための順次性及び体系性に配慮した教育課程を編成している。工学部（電気工学科）では、DP に定めている能力を身に付けさせるために、1・2 年次に自然科学・人文科学及び社会科学を学ぶ共通教育科目と電気工学修得のための基礎となる工学共通科目、さらに電気分野の基本を学ぶ「電気回路」や「電気磁気学」などの専門基礎科目を配置している。これらの学修を基礎として、3 年次以降は「発変電工学」や「制御工学」など、より専門性の高い電力、制御、材料、機器、計測、情報諸分野の必修・選択科目を配置し、最終的に4年次の卒業論文につなげるカリキュラム編成となっている。年次進行に沿って、より専門性の高い必修・選択科目を配置することにより、カリキュラム編成の順次性・体系性を担保し、その内容は「カリキュラムツリー」に明示している。

共通教育における初年次教育では、「学修基盤科目」を全学部学生対象に開設し、少人数のクラス編成で教育を実施しており、「アカデミックスキルズゼミⅠ・Ⅱ」では、大学で求められる基礎的なアカデミックスキルズをアクティブ・ラーニングの実践を通じて身に付けることを目的としている。

さらに、専門教育科目における初年次教育科目を各学部・学科で配置し、併せて、キャリア教育科目についても多くの学部・学科で配置している。例えば、人文学部（教育・臨床心理学科）では、初年次教育として「基礎演習 A」を1年次前期の必修科目（6 クラスの少人数科目）としており、当該科目は、ノートのとり方やレポートの書き方といったアカデミックスキルズの修得だけでなく、学科での4年間の学びを紹介することでキャリアの意識付けを行っている。また、1年次後期の必修科目である「キャリア形成基礎論Ⅰ」では、2年次以降のトラック選択をスムーズに行うために、大学での学びと将来のキャリアの関係性を学ぶ内容となっている。2年次の必修科目「キャリア形成基礎論Ⅱ」では、教育・臨床心理学科での学びの意味を考え、その学びと将来の進路の関係性を考える授業が展開されている。また、各トラックにはそれぞれのキャリアに応じた実践的なスキルを学ぶための科目（「心理実習」「学校インターンシップ実習」等）が設置されている。また、キャリアデザイントラック推奨科目である2年次の選択科目「インターンシップ実習Ⅰ」では、外部の企業と連携し、企業が抱えている課題を学生と企業の関係者が一緒に検討するプロジェクトベースドラーニング（PBL）を実施しており、より実践的な学びを通してキャリア意識の醸成を図る内容となっている。

一方で、キャリア教育科目を開設しているものの、経済学部（経済学科）では登録者が少ないという課題が確認された。また、人文学部（文化学科、歴史学科、日本語日本文学科、ドイツ語学科、フランス語学科、東アジア地域言語学科）では、共通教育科目や卒業生を講師に迎えた「先輩と語る」等の正課外教育を通じて、キャリア形成支援を行っているものの、正課の専門科目によるキャリア教育科目は設置されておらず、今後は、キャリア教育科目の設置や既存科目の中でキャリア教育を実施するなど、検討を進める必要がある。

カリキュラム・マップの各科目の配置について、人文学部（文化学科、ドイツ語学科、フランス語学科）及び商学部（商学科）ではDPに掲げた能力に関連する科目の設置状況に偏りが見られたものの、ほとんどの学科でバランスが取れていることが確認できおり、CPの策定及びそれに基づく取り組みについても、概ね適切と確認することができた。

なお、今年度の自己点検・評価で初めてアセスメントプランによる検証を行うことにより問題の所在が明確になるなど、改善の方向性が示されている学科があった。今後は、カリキュラム・マップの検証においてもアセスメントプランを活用し、適切な見直しに繋げることが望まれる。

以上のことから、CPに基づく教育課程の編成や取り組みについて、一部課題はあるものの、概ね適切であると判断する。

[研究科]

全ての研究科において、学位プログラム単位で「教育課程の編成」及び「教育の実施（内容・方法・授業形態等）」を明示したCPを設定し、公表している。

各研究科は、それぞれDPに定める資質や能力を身につけさせるため、CPに基づき、科目の順次性及び体系性に加え、コースワークとリサーチワークのバランスに配慮した教育課程を編成している。

研究科の取り組みの一例として、理学研究科では、前期課程は、必修科目を通じて専修分野の専門的知識等の研究手法を身に付け、それに加え、他専攻の科目も受講できる選択科目を設置し、専門にこだわらない多面的かつ先端的技能を修得できるように教育課程が編成されている。これらを通して専門的な学識、研究手法や論理的思考方法を身に付け、最終的に修士論文作成につなげることができる編成となっている。

後期課程は、前期課程に比べリサーチワークに一層重点を置いたカリキュラムとなっているが、最先端の研究動向について学べるように特修科目を配置し、専門的な深い学識、研究手法等を身に付け、博士論文作成につなげることが可能な編成となっている。また、法科大学院の2年次から3年次においては、1年次に修得した基本的法的知識を適用して実際の事例に対する法的思考力及び問題解決能力の修得を目標とする演習科目を重点的に配置するとともに、法的議論・表現能力・コミュニケーション能力など実務法曹として不可欠な実践的かつ専門的なスキルを修得させるための法律実務（臨床系）科目を配置す

るなど、研究科により特色はあるが、多くの研究科では、論文研究の専門性に集中しすぎないように広範な領域の科目が設定され、バランスが取れたものとなっている。

なお、工学研究科では、情報・制御システム工学専攻において、カリキュラムと3つのポリシーとの整合性を確認した際に、科目群の位置づけが明確になり、形骸化していた科目を見直すなど改善が図られている。また、建設工学専攻では、実際に募集されている建築設計競技を演習課題とする「建築デザイン演習」やインターンシップを単位化する非専修科目を配置するなど、学生のキャリア形成支援に役立つ科目設定となっている。

CPに基づく教育課程の編成や取り組みは概ね適切であるが、今後、CPに基づき、設定されている各科目とDPで設定されている学修成果の関係性をより分かりやすくするために、カリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーの作成が望まれる。

以上のことから、CPに基づく教育課程の編成や取り組みについて、一部課題はあるものの、概ね適切であると判断する。

■アドミッション・ポリシー（AP） 学生の受け入れ方針について

《評価の視点》

【APの設定について】

- ・「求める学生像（入学前の学修歴、学力水準、能力等）」を明示したAPを設定し、公表しているか。

【学生募集活動等について】

- ・APに示す求める学生像を踏まえた入学者選抜となっているか。
- ・学生募集活動（オープンキャンパス、高校訪問、説明会等）はAPに基づくものとなっているか。

<点検・評価結果>

[学 部]

各学部・学科では、「求める学生像」（入学前の学修歴、学力水準、能力等）を明示したAPを設定し、公式ウェブサイト及び入試ガイド等において、高校生が理解しやすい表現で、適切に公表している。学生募集については、全学的に実施するオープンキャンパス、高校訪問及び説明会等に加え、それぞれの学部において、APに基づく学生を受け入れるための活動等を行っている。例えば、人文学部（英語学科）では、学科ウェブサイトでのブログやSNSを活用し、学内の最新情報を発信するなど、認知拡大に向けた取り組みを行っている。

また、APに基づいた多様な入試制度を設け、入試制度ごとに「知識・理解」「技能」「態度・志向性」「その他の能力・資質」について概ね適切に評価していることが確認できた。

一方で、経済学部では、学部独自の指定校選定基準の作成及び指定校とのコミュニケーション作りが不十分といった課題や商学部（貿易学科）では、コロナ禍以降、高校での模擬講義や学科紹介の機会が減少しているといった課題が明らかとなっている。また、理学

部（応用数学科）や工学部では、オープンキャンパス等の全学的な学生募集の取り組み以外に特筆すべき活動が行われているとは言い難いため、志願者数等のさらなる獲得に向けた工夫が求められる。

以上のことから、AP の策定及びそれに基づく取り組み等について、一部課題はあるものの、概ね適切であると判断する。

〔研究科〕

全ての研究科において、DP、CP を踏まえ、「求める学生像」と「入学者選抜の在り方」を明示した AP を設定し、公表している。

全ての研究科において、AP に示す「求める学生像」を踏まえ、各研究科が定める多様な入試形態において、筆記試験、口頭試問等により受験生が求める能力や資質等を有しているかを判断するなど、適切な入学選抜を実施している。AP に示す学生を受け入れるため、オープンキャンパスや進学説明会の開催にとどまらず、研究科紹介リーフレット及び紹介動画を作成し、公式ウェブサイト上で公開する等の学生募集活動を行っている。なお、医学研究科（看護学専攻）では、新領域のカリキュラムの設置やアンケート調査結果に基づく検討など、学生の新たなニーズへの対応を行っている。また、研究科によっては、優秀な学生を受け入れるために、飛び級制度や推薦入試制度、早期履修制度、早期卒業入学試験の導入や社会人学生を積極的に受け入れるために、昼夜開講制度や遠隔授業などの社会人が修学しやすい環境を整備している。その他、国際的に活躍できる人材獲得のための取り組みとして、工学研究科（化学システム工学専攻）では、入試の英語試験として TOEIC や TOEFL などの外部の英語能力試験を活用し、その成果として志願者数が年々増加している。

研究科の AP に基づく取り組みは概ね適切であるが、一部の研究科・専攻においては、AP に掲げる「求める学生像」がやや抽象的で、入学する学生に求める能力等に具体的な記述がないことや収容定員充足率が低い状況にあること、研究計画の見直しや AP に対するアセスメントプランのさらなる向上といった課題も見られたため、引き続き対応が必要である。

以上のことから、研究科全体として AP の策定及びそれに基づく取り組み等について、一部課題はあるものの、概ね適切であると判断する。

<まとめ>

各学部・研究科の3つのポリシーに基づく取組みについて、「3つのポリシー確認シート」を通じて点検・評価した結果、概ね適切に行われていることが確認できた。一方で、一部の学部・研究科では、点検・評価を通じて3つのポリシーに基づく諸活動の課題や問題点が明らかとなっている。

次年度についても、各学部・研究科が同シートに示す「今後の取組計画」に基づき、課題・問題点の改善はもとより、3つのポリシーに係る諸活動のさらなる充実・向上を図ることで、学修者本位の教育の実現に向けた質保証に取り組むことが求められる。

(2) 前年度の自己点検・評価結果から明らかとなった課題・問題点の改善状況

令和3年度に自己点検・評価を実施した結果、18項目の課題が明らかとなった。今年度の自己点検・評価において、課題・問題点18項目のうち、改善に向け一定の期間を要すると判断した7項目(課題・問題点⑥⑩⑫⑬⑯⑰⑱)を除いた11項目の改善状況を確認した。結果は以下のとおりである。

1. 令和3年度に明らかとなった課題に対する改善状況(概要)

改善状況(R5年3月時点)	項目数 (全18項目) ※うち、11項目の改善状況を確認	比率
A: 令和4年度中に改善が完了した	6項目	54.5%
B: 改善はみられるものの、一部不十分のため、引き続き改善に向けての取り組みが必要である	5項目	45.5%
C: 改善が進展していない	0項目	0.0%
評価なし: 改善に向け一定の期間を要する課題については、今後の中長期計画等で改善に取り組む	7項目	—

令和3年度に明らかとなった課題に対する改善状況

	課題・問題点	該当部局	改善状況
①	「学校法人福岡大学中長期計画（第1期2020-2024）」については、単年度の事業計画との連動による進捗管理を行うことで、計画のより確実な推進を目指しているが、具体的な進捗管理体制・方法が未確定である。「令和3年度学校法人福岡大学事業計画」においても、「中長期計画と事業計画の連動による確実な計画の推進」を取組項目として掲げており、執行部及び中長期計画等の事務所管部署である企画部において検討し、令和3年度中に具体的な進捗管理体制・方法を確立することとしている。	執行部、企画総務部	A
②	教育マネジメントの観点から、学部・大学院ともに、学部（学科）・研究科（専攻）ごとに策定している3つの方針を見直すにあたっては、それぞれが定めるガイドライン（全学的な基本方針）を踏まえたものとなっているか、当該部局による確認のみならず、教育推進会議等において全学的に確認するための体制を確立することが求められる。また、ガイドライン自体も高等教育の動向等を踏まえて、適宜見直すことが望まれる。	教務部、大学院	B
③	法令上公表することが義務付けられている情報の公表は適切に行われているものの、「学校法人福岡大学情報公開規程」に規定している公開する情報の項目が、関係法令が改正されたタイミングで見直しが行われているとは言い難く、その結果、同規程の一部の条項の表記が抽象的となっている部分がある（本学ウェブサイトの「情報公表」ページでは、「入学者の受入方針」「教育課程の編成・実施方針」「学位授与方針」を公表しているが、同規程には「入学者の受入方針」の規定しかない等）ため、「情報公表」ページで公表している項目と照らして内容を精査して必要に応じて見直すなど、より適切な情報公表に向けて、両者の整合を図る必要がある。	企画総務部	A
④	人文科学研究科、法学研究科、経済学研究科、工学研究科、医学研究科、スポーツ健康科学研究科の博士課程前期（修士課程）及び博士課程後期（博士課程）では、研究指導計画の記載内容が明確ではないものがあるため、令和3年度内での改善に向けて取り組んでいる。	人文科学研究科、法学研究科、経済学研究科、工学研究科、医学研究科、スポーツ健康科学研究科	A
⑤	工学研究科では修士論文と特定課題研究である修士設計作品の審査基準を同一としているため、令和3年度内での改善に向けて取り組んでいる。	工学研究科	A
⑥	総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜の全ての入試区分で、学力の3要素を多面的・総合的に評価する入学選抜に転換することが求められているが、主体性評価については大きな課題を抱えている。主体性を入学試験で評価する方法としては、「調査書の点数化」「本人記載の資料（志望理由書、活動報告書、学修計画書）の点数化」「小論文による評価」「面接での評価」が挙げられるが、志願者数が多い一般選抜においては、「評価にかかる時間」「評価に対する客観性」を十分に確保することができないのが現状である。 出願時に入学後の参考資料として、「主体性に関する資料（情報）」を求める大学もあるようだが、本学の場合、選考に使用しない情報の提出を求めている。	入学センター	
⑦	医学部医学科の収容定員充足率が1.04とやや高いため、定員超過の要因となっている留年者を出さないような方策を強化する等、厳格な定員管理が求められる。	医学部	B
⑧	博士課程前期・修士課程における令和3年度の収容定員充足率が、人文科学研究科は0.43、経済学研究科は0.25と低いため、定員充足に向けたさらなる対応が必要である。また、博士課程後期・博士課程における令和3年度の収容定員充足率が、人文科学研究科は0.25、商学研究科は0.27及び理学研究科は0.29と低いため、定員充足に向けたさらなる対応が必要である。	人文科学研究科、経済学研究科、商学研究科、理学研究科	B
⑨	教員組織の編制方針の「教員組織」の項目において、当該組織（学部・研究科）の特徴を明確に示しているとは言い難い学部・研究科が散見される。具体的には、学部では法学部及び工学部は学部の特徴が方針に示されているとは言い難く、経済学部、理学部及び医学部看護学科は分野の記載が若干抽象的であるため、より具体的な内容を明記した方針の策定が望まれる。研究科では、医学研究科博士課程及びスポーツ健康科学研究科を除く全ての研究科が、「大学院設置基準に基づき～」 「教員の専門分野に～」 など、一般的な内容の記載に留まっているため、各研究科の特徴を明記した方針の策定が望まれる。このほか、形式的な部分として、全体的に方針の項目名等が統一されていない。	法学部、経済学部、理学部、工学部、医学部、人文科学研究科、法学研究科、経済学研究科、商学研究科、理学研究科、工学研究科、医学研究科、薬学研究科	A
⑩	教員配置については、学部、研究科等に委ねられているため、全学的な教員採用枠や教員配置基準（教員1人当たりの学生数に留意した明確な適正配置）に関する方針の検討が必要である。また、授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置についても、経営的観点による専任・非常勤比率の標準化等の全学的方針に従って、各学部・研究科等にて検証を行う必要がある。	執行部	
⑪	学部と研究科は同一の教員が兼任しているため、教育方法等の改善等、学部と共通する課題に関するFDについては学部と共同で行っている部局が多いものの、研究科独自の課題に照らしたFDを実施している部局が多いとはいえない。学部教育と大学院教育の違いを踏まえ、今後は大学院独自のFDも強化していく必要がある。	大学院、人文科学研究科、法学研究科、経済学研究科、商学研究科、理学研究科、工学研究科、医学研究科、薬学研究科、スポーツ健康科学研究科	A
⑫	科研費等の外部資金獲得支援のため、各種取組みを実施しているが、現時点では、本学の科研費採択率は全国平均よりも低い状況となっている。そのため、「長所・特色」で述べた専門会社による申請書添削支援の対象を、前年度科研費不採択者から科研費申請資格者全員（約1,200名）に拡大し、実施することを検討している。	研究推進部	
⑬	研究推進に向けたハード面での環境整備（施設・設備・機器等）については、学内のスペースも限られていることから、学部や研究分野を越えて研究施設や大型機器等の共同利用を可能とする仕組みを構築していく必要がある。また、その場合、それらを管理する人材の確保や共同利用にあたってのルール整備等が必要である。	研究推進部	
⑭	専任教員は在外研究員あるいは国内及び海外研修員として、国内外に中長期間赴くことが制度上は可能である。しかし、法科大学院では教員数が少なく業務分担ができないことから、当該制度を活用できていない。今後は、法学部と相互協力関係を構築し、研究活動支援体制を整備していく予定である。	法科大学院	B
⑮	学外から受入れた研究費の間接経費について、本学における研究高度化を推進するため、より効果的な活用が必要である。現在、科研費申請に伴う計画調書添削支援や科研費分担金配分通知及び実績報告書作成支援システムの利用、特許管理システムの導入等に活用していく方向で対応を進めている。	研究推進部	B
⑯	業務過多の部分もあるので、業務の見直し、人員の適正配置などが必要である。	研究推進部	
⑰	「学校法人福岡大学事務職員におけるSDの実施方針・計画」に基づき、事務職員のSDを体系的に実施しているが、各研修が「事務職員に求める能力（建学の精神）」のどの資質や能力を向上させることを目的に実施しているのか、関連性を明確に示し、事務職員のSDをより体系的に実施する必要がある。	人事部	
⑱	令和2年度決算における人件費比率は50.5%であり、令和元年度決算時から約2.3%減少しているものの、全国平均（43.3%）に比して、依然として高い数値であるため、業務の効率化や人員の再配置等の人件費削減に向けた取組みが必要である。	執行部、人事部	

2. 各課題に対する改善状況の詳細

課題・問題点①

「学校法人福岡大学中長期計画（第1期 2020-2024）」については、単年度の事業計画との連動による進捗管理を行うことで、計画のより確実な推進を目指しているが、具体的な進捗管理体制・方法が未確定である。「令和3年度学校法人福岡大学事業計画」においても、「中長期計画と事業計画の連動による確実な計画の推進」を取組項目として掲げており、執行部及び中長期計画等の事務所管部署である企画部において検討し、令和3年度中に具体的な進捗管理体制・方法等を確立することとしている。

（改善状況）A

本法人は、これまで事業計画を3月の理事会で承認し、その結果にあたる事業報告を翌年度の5月の理事会で報告していたが、進捗状況を確認するための中間報告等の実施については明確に定めていなかった。このような課題に対し、事業計画の実行に関して主たる責任を負う理事会に事業計画の進捗状況について中間報告することとし、あわせてこれまでの中長期計画及び事業計画の進捗管理体制の図式化及び教職員に周知を行うことにより体制の確立を図った。

以上のことから、適切に改善したと判断する。

課題・問題点②

教学マネジメントの観点から、学部・大学院ともに、学部（学科）・研究科（専攻）ごとに策定している3つのポリシーを見直すにあたっては、それぞれが定めるガイドライン（全学的な基本方針）を踏まえたものとなっているか、当該部局による確認のみならず、教育推進会議等において全学的に確認するための体制を確立することが求められる。また、ガイドライン自体も高等教育の動向等を踏まえて、適宜見直すことが望まれる。

（改善状況）B

現在、学士課程における3つのポリシーは、平成28年に策定された「ポリシー見直し等に関するガイドライン」に基づき、全学一斉に見直しを行い、同ガイドラインに沿ったものが整備されたものの、それ以降方針を見直す際に、ガイドラインに則った方針となっているか組織的に検証しているとは言い難い状況であった。

そこで、学士課程教育全般に関する重要事項を審議する教務委員会の下に設置した規程・制度検討委員会において、ポリシー見直しの際の点検項目等について検討を行い、全学的共通事項として「DP・CP・履修系統図改正時の確認項目一覧」を策定した。これにより、3つのポリシーを見直す際は、同ガイドラインを基本方針としつつ、「DP・CP・履修系統図改正時の確認項目一覧」に基づき、ガイドラインを踏まえたものとなっているかを確認できる体制となった。

なお、3つのポリシーの適切性については、恒常的な自己点検・評価等を通じ、教育推進会議、教務委員会、各学部等における部局別自己点検・評価実施委員会で検証することとな

っている。

研究科においては、令和3年度に「大学院3つのポリシー見直しのガイドライン」を策定し、各研究科においてポリシーの大幅な見直しを行った。この際、同ガイドラインと整合がとれていない研究科については大学院委員会が修正を指示し、全研究科の方針が整備されたが、今後、ポリシーを見直す際にガイドラインを踏まえたものとなっているかを組織的にどのように確認するかについて具体的に検討が進んでいるとは言い難く、引き続き改善が必要である。

以上のことから、学部については適切に改善したと判断するものの、大学院については引き続き、改善に向けて取り組む必要があると判断する。

課題・問題点③

法令上公表することが義務付けられている情報の公表は適切に行われているものの、「学校法人福岡大学情報公開規程」に規定している公開する情報の項目が、関係法令が改正されたタイミングで見直しが行われているとは言い難く、その結果、同規程の一部の条項の表記が抽象的となっている部分がある（本学ウェブサイトの「情報公表」ページでは、「入学者の受入方針」「教育課程の編成・実施方針」「学位授与方針」を公表しているが、同規程には「入学者の受入方針」の規定しかない等）ため、「情報公表」ページで公表している項目と照らして内容を精査して必要に応じて見直すなど、より適切な情報公表に向けて、両者の整合を図る必要がある。

(改善状況) A

学校教育法施行規則等の法改正により、大学が公表すべき情報に変更が生じた場合は、見直しを図り法令上必要な項目は公式ウェブサイトにおいて公表を行っているが、法改正の際に情報の公開に係る必要な事項を定める「学校法人福岡大学情報公開規程」の見直しが不十分であったため、実際の公表情報と同規程に規定している公表事項に齟齬が生じていた。これらに対応するため、公表情報の精査及び同規程の一部改正を行い、令和4年4月1日から施行した。

以上のことから、適切に改善したと判断する。

課題・問題点④

人文科学研究科、法学研究科、経済学研究科、工学研究科、医学研究科、スポーツ健康科学研究科の博士課程前期（修士課程）及び博士課程後期（博士課程）では、研究指導計画の記載内容が明確ではないため、改善が求められる。

(改善状況) A

指摘のあった各研究科では「学位取得のためのガイドライン」において、研究指導体制や方法、スケジュールといった学位申請までのプロセスである研究指導計画に関する記載が不十分であったが、見直しの結果、いずれの研究科においても、研究指導計画に示すべき研

究指導体制や方法、スケジュールが明確に記載された。

以上のことから、適切に改善したと判断する。

課題・問題点⑤

工学研究科では修士論文と特定課題研究である修士設計作品の審査基準を同一としているため、改善が求められる。

(改善状況) A

工学研究科では、福岡大学大学院工学研究科修士学位取扱細則において、修士論文と修士設計作品の審査基準を同一として定めていたが、修士論文と修士設計作品の審査基準をそれぞれ分けて定めるよう同細則の一部を改正し、令和4年4月1日から施行した。

以上のことから、適切に改善したと判断する。

課題・問題点⑦

医学部医学科の収容定員充足率が1.04とやや高いため、定員超過の要因となっている留年者を出さないような方策を強化する等、厳格な定員管理が求められる。

(改善状況) B

留年者を極力抑えるため、当該学科では新型コロナウイルスの感染対策を徹底したうえで、原則対面による講義及び実習を早期に再開した。また、講義の録画によるオンデマンド配信を行い、学生の予習・復習が円滑に行われるよう学習支援を強化するなど、修学意欲の向上を図った。しかし、令和4年5月1日現在の収容定員充足率は1.06となっており、改善したと言えないため、対策の効果について継続的に検証を行うことが求められる。

以上のことから、引き続き、改善に向けて取り組む必要があると判断する。

課題・問題点⑧

博士課程前期・修士課程における令和3年度の収容定員充足率が、人文科学研究科は0.43、経済学研究科は0.25と低いため、定員充足に向けたさらなる対応が必要である。また、博士課程後期・博士課程における令和3年度の収容定員充足率が、人文科学研究科は0.25、商学研究科は0.27及び理学研究科は0.29と低いため、定員充足に向けたさらなる対応が必要である。

(改善状況) B

指摘のあったいずれの研究科においても、研究科紹介動画の作成やリーフレットの配布など、研究科の情宣を強化している。また、社会人学生の獲得に向け、昼夜開講制の導入や夜間、土曜日に遠隔授業を検討するなど収容定員充足率の向上に向けた対策を図っている。しかし、収容定員充足率は依然低い状況であり、引き続き改善が必要である。なお、令和3年度の自己点検・評価では課題・問題点とされていなかったものの、令和4年度の「大学基礎データ」(表2)の収容定員充足率が、博士課程前期・修士課程において、法学研究科は

0.46、薬学研究科は 0.00、医学研究科は 0.42、また、博士課程後期・博士課程において、法学研究科は 0.22、経済学研究科は 0.22 と低いため、同様に改善が必要である。

以上のことから、引き続き、改善に向けて取り組む必要があると判断する。

課題・問題点⑨

教員組織の編制方針の「教員組織」の項目において、当該組織（学部・研究科）の特徴を明確に示しているとは言い難い学部・研究科が散見される。具体的には、学部では法学部及び工学部は学部の特徴が方針に示されているとは言い難く、経済学部、理学部及び医学部看護学科は分野の記載が若干抽象的であるため、より具体的な内容を明記した方針の策定が望まれる。研究科では、医学研究科博士課程及びスポーツ健康科学研究科を除く全ての研究科が、「大学院設置基準に基づき～…」 「教員の専門分野に～…」 など、一般的な内容の記載に留まっているため、各研究科の特徴を明記した方針の策定が望まれる。このほか、形式的な部分として、全体的に方針の項目名等が統一されていない。

（改善状況） A

指摘のあった学部・研究科では、教員組織の編制方針において、専門分野の記載が抽象的であったり、記載内容が一般的な内容に留まるなど、当該組織の特徴の記載が不十分であったが、見直しの結果、いずれの学部・研究科においても、具体的な特徴が示され、人材養成の目的及び教育課程の編成・実施方針との関連が明確になるなど、改善が図られた。

以上のことから、適切に改善したと判断する。

課題・問題点⑩

学部と研究科は同一の教員が兼任しているため、教育方法等の改善等、学部と共通する課題に関する FD については学部と共同で行っている部局が多いものの、研究科独自の課題に照らした FD を実施している部局が多いとはいえない。学部教育と大学院教育の違いを踏まえ、今後は大学院独自の FD も強化していく必要がある。

（改善状況） A

大学院では、分野が異なる全研究科共通の組織的な FD の実施は難しいものの、各研究科において FD 活動の方向性や具体的な計画を検討するうえでの手がかりとなるよう「政策動向からみた大学院教育を巡る課題」をテーマに教育開発支援機構による講演会を開催し、研究科の特色を踏まえた FD の実施を要請した。その後、各研究科において様々な FD 活動に取り組んでいる。例えば、理学研究科においては、複数の領域にわたる高度な専門的知識と幅広い教養を持つ知のプロフェッショナルの育成のため、各専攻で行っている研究会、講演会等を研究科内で共有することとし、それを「理学研究科 FD 研修会」と位置付けた。同研修会では、専門が異なる教員がディスカッションすることにより新たな研究手法の開拓といった教員の研究能力や教育能力の開発などが期待できる。なお、FD については、継続的に取り組むことで教育のさらなる充実を図ることが求められているため、今後も各研究科で主体的に取り組むことが期待される。

以上のことから、適切に改善したと判断する。

課題・問題点⑭

専任教員は在外研究員あるいは国内及び海外研修員として、国内外に中長期間赴くことが制度上は可能である。しかし、法科大学院では教員数が少なく業務分担ができないことから、当該制度を活用できていない。今後は、法学部と相互協力関係を構築し、研究活動支援体制を整備していく予定である。

(改善状況) B

法科大学院では、法学部との連携を強化するため、連携協議会を開催し、同学部に対し協力の要請を行うなど、改善に向けた取り組みに着手しているものの法学部のカリキュラム、授業担当の負担を考慮しつつ、両者の信頼・協力関係を構築することが不可欠であることから改善には至っておらず、さらなる連携強化が求められる。

以上のことから、引き続き、改善に向けて取り組む必要があると判断する。

課題・問題点⑮

学外から受入れた研究費の間接経費について、本学における研究高度化を推進するため、より効果的な活用が必要である。現在、科研費申請に伴う計画調書添削支援や科研費分担金配分通知及び実績報告書作成支援システムの利用、特許管理システムの導入等に活用していく方向で対応を進めている。

(改善状況) B

科研費申請に伴う計画調書添削支援の対象者を拡大するにあたり、アンケート調査を実施したうえで外部専門企業との調整を行うなど、具体的に計画が進められている。また、科研費分担金配分通知及び実績報告書作成支援システムの導入前後を比較し、作業時間が短縮するなど改善している。しかし、特許管理システムについては導入が未定のままとなっているなど、間接経費の効果的な活用について引き続き検討が必要である。

以上のことから、引き続き、改善に向けて取り組む必要があると判断する。

以上、課題・問題点②⑦⑧⑭⑮については、引き続き改善に向け取り組むこととし、その改善状況については、次年度以降の自己点検・評価において確認する。